

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月28日(火)14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 16人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由			11番 佐々木 崇
	13番	吉原 正紀	14番	松森 智	15番 中司 睦枝
			17番	米田 健一	19番 渡邊 直行

(欠員 1人)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	—————
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

## 第1 議案(審議事項)

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 非農地証明申請について

審議事項(2) 「令和5年度農業委員会等の最適化活動の点検・評価」の決定について

## 第2 議案(報告事項)

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消しについて

報告第24号 営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告について

報告第25号 農地法施行規則第29条第1項の規定による転用届出に対する受理について

報告第26号 農地改良届出による通知について

## 第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

## 7. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は16名、欠席委員は2名、欠員1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は3番・中司邦弘委員、4番・植原宗哉委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第23号、申請番号67番から71番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号67番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町丸河南の1筆、現況地目は田、面積は3,628㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では、水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、5月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号68番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町花尻の3筆、現況地目は田、面積は合計で1,589㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、5月8日、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号69番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は因島中庄町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で159.28㎡です。 譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では、季節の野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。 この申請については、5月9日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号70番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は因島中庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,087㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では柑橘を栽培し、自家消費する申請となっております。 この申請については、5月9日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号71番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。 申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は886㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では柑橘と野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。 この申請については、5月9日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号67番から71番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。  
以上で議案第23号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

議長 (補足説明、質問、意見なし)  
ないようですので、農業委員による採決に入ります。  
申請番号67番から71番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)  
挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第24号、申請番号6番から9番を議案書をもとに説明)

申請番号6番、所在は御調町貝ヶ原の1筆、地目は田、農振農用地区域外、327㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積85.4㎡、駐車場2区画が計画されています。

申請人は、この度、自身の土地を使い、住宅を新築したいというものです。

この申請については、5月8日、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号7番、所在は因島重井町の1筆、地目は畑、農振地域外、214㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積97.71㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が設置されています。

申請人は、この度、付近の宅地を併用地として、住宅を新築したいというものです。

この申請については、5月9日、村上委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号8番、所在は瀬戸田町荻の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、230㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は宅地拡張で、駐車場2区画、庭、家庭菜園が計画されています。

申請人は、この度、自宅の付近の畑を宅地の一部として使用したいというものです。

この申請については、5月10日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号9番、所在は瀬戸田町荻の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、1,099㎡のうち42.60㎡の一部転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は宅地拡張で、合併浄化槽が計画されています。  
申請人は、この度、自宅の付近の畑を合併浄化槽として使用したいというものです。  
申請番号8番と9番の申請については、5月10日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号6番から9番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第25号、申請番号41番から52番を議案書をもとに説明)

申請番号41番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は吉和町の5筆、地目は畑が4筆、田が1筆、農振農用地区域外、合計1,351㎡の転用計画です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地、その他2種に該当します。  
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル172枚、発電量49.5kwが計画されています。  
譲受人は、三原市に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、太陽光発電設備として使用したいというものです。  
この申請については、5月2日、山田委員、國近進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号42番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は浦崎町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計529㎡の転用計画です。  
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は宅地拡張で、通路、家庭菜園、花壇が計画されています。  
譲受人は申請地を購入し、隣接地の宅地と一体的に使用したいというものです。  
この申請については、5月2日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号43番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は浦崎町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、562㎡の転用計画です。  
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は建売分譲用地で、住宅3棟、建築面積52.17㎡、駐車場2区画が計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く、主に不動産売買を営む法人であり、このたび申請地を購入し、建売分譲用地として販売したいというものです。

申請番号42番43番の申請については、5月2日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号44番、申請内容は贈与による所有権の移転です。

所在は御調町丸門田の2筆、地目は宅地、農振農用地区域外、合計180㎡の転用事案です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷及び宅地進入路です。

譲受人は同町内に居住しておりますが、この度、隣接する宅地と空き家を同時に取得し、庭敷や進入路として宅地と一体的に利用したいというものです。

なお、申請地は一部に既存建築物があることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、5月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号45番及び46番につきましては、関連案件のため、一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は御調町菅の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,144㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル172枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件は経済産業省によるFIT制度の対象外の事業でございます。

申請番号47番及び48番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため、一括して説明いたします。

申請内容はいずれも売買による所有権の移転です。

所在は、申請番号47番が御調町三郎丸の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計840㎡、48番が御調町三郎丸の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,447㎡の太陽光発電設備、全2か所の転用計画で、47番はパネル160枚、48番はパネル172枚とメンテナンススペース、発電量はいずれも49.5kwが計画されています。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

譲受人は岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件も経済産業省によるFIT制度の対象外の事業です。

45番から48番の申請については、5月8日、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号49番、申請内容は贈与による所有権の移転です。

所在は向東町の6筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計946.30㎡の転用事案です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は資材置場用地で、事業用の資材置場及び倉庫です。

譲受人は向東町内で建設業を営む法人の代表者であり、この度、父から申請地を譲り受けて、事業用の資材置場や倉庫用地として利用したいというものです。

なお本件は、担当地区の委員活動により、許可を受けていない転用事案が発見されたため、農地所有者に対し、是正指導を行い、適正化を図るべく顛末書を付して申請されたものです。

この申請については、5月8日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号50番及び51番については、転用目的が同一のため一括して説明いたします。

申請内容はいずれも売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の全3筆、地目は畑、農振地域外、28.21㎡と32.00㎡の2か所の転用計画です。

申請地は、いずれも非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は進入路で、後背地への進入路が計画されています。  
譲受人は、それぞれ申請地の隣接地や後背地に土地を所有しており、進入路の幅員が狭小であることから、この度、申請地を共有で取得し、進入路を拡幅したいというものです。

申請番号52番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、95㎡の転用事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷でございます。

譲受人は大阪府に居住しておりますが、申請地に隣接する宅地及び家屋を所有しており、将来的な帰郷も考慮し、この度、親戚関係にあたる譲渡人から申請地を取得し、庭敷として宅地と一体的に利用したいというものです。

なお、申請地は既に宅地と一体的な利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

50番から52番の申請については、5月9日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に対し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には隣接農地所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号41番から52番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第26号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第26号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第26号、申請番号18番から26番を議案書をもとに説明)

申請番号18番、百島町の1筆、現況地目は山林、面積は316㎡です。  
利用状況は、平成5年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、以前からこの申請が出ることが分かっていたので、他の百島の案件があった3月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号19番、向東町の1筆、現況地目は宅地、面積は185㎡です。  
利用状況は、昭和42年に隣接地に自宅を建てた時から駐車場として利用しており、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、5月8日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号20番、向東町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて356㎡です。

利用状況は、平成2年に相続をした頃から耕作を放棄し、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、5月8日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号21番、因島土生町の1筆、現況地目は宅地及び山林、面積は1,560㎡です。

利用状況は、昭和55年頃に一部に建物を建て、建物敷地以外の部分についても耕作を放棄したため、雑木が繁茂し、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。

この申請については、5月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地及び山林に判定されました。

申請番号22番、因島田熊町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて181㎡です。

利用状況は、平成20年頃に耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

この申請については、5月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号23番、因島中庄町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,298.61㎡です。

利用状況は、平成21年頃に耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

この申請については、5月9日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号24番、因島重井町の1筆、現況地目は宅地、面積は231㎡です。

利用状況は、40年以上前から建物が建っており、現在に至っている状況です。

農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。

申請番号25番、因島重井町の1筆、現況地目は宅地、面積は188㎡です。

利用状況は、平成2年頃から庭敷及び駐車場として利用しており、現在に至っている状況です。

農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。

申請番号24番及び25番については、5月9日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号26番、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は宅地、面積は38㎡です。

利用状況は、昭和60年頃から隣接する宅地と一体して利用し、現在に至っている状況です。

農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。

この申請については、5月10日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号18番及び26番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

議長

次に、審議事項(2)「令和5年度農業委員等の最適化活動の点検・評価」の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、「令和5年度農業委員等の最適化活動の点検・評価」について、ご説明いたします。

まず、この最適化活動の点検・評価についてですが、令和4年2月2日付で農林水産省経営局長により、最適化活動の成果目標、活動目標を設定し、その目標に照らして点検・評価を行い、毎年6月末までに公表すること、また県知事等に報告することが通知されています。

それでは、令和5年度農業委員会等の最適化活動の点検・評価について、別紙様式5の資料の方から説明いたします。

この別紙様式5については、令和5年度の目標とそれに対する実績が記載されています。目標値については、令和5年3月の総会で決定された「令和5年度の最適化活動の目標」の数値を当てはめています。

最適化活動の実施状況について、1つ目に「最適化活動の成果目標」の(1)農地の集積についてです。

①の現状及び課題、②の目標については、令和5年度の目標設定数値等を入れていきます。

③の実績ですが、表に示したとおりで、点検結果として、担い手の規模拡大や新規参入の促進を図ることができたのですが、目標には達することができなかった、さらなる意向確認を行い、担い手への集積を図る必要があることを挙げております。

次に遊休農地の発生防止・解消についてです。

こちらも①、②は令和5年度の目標設定数値等を入れていきます。

③の実績ですが、表のとおりです。

点検結果として、いくらか遊休農地の営農再開が図られ、解消につながったが、再生困難・山林化した農地もあり、目標達成とはならなかったことを挙げています。

「その他」のところで、利用状況調査について、調査実施、結果のとりまとめ、利用意向調査の実施時期を記しました。

次に新規参入の促進についてです。

こちらも①、②は令和5年度の目標設定数値等を入れていきます。目標値として新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を挙げていきました。

③の実績ですが、尾道市農地バンク制度への登録農地としてホームページ上で公表しましたので、その面積を挙げております。点検結果として、農地バンク制度を立ち上げたことで、貸付け等の意向がある農地の情報を収集・公開することができたことを挙げております。

続いて、最適化活動の活動目標についてです。

委員さんの最適化活動を行う日数目標をひと月に6日としておりました。また、活動の強化月間として年3回設定していきました。

実績について、委員さんの活動実績については、別紙様式3の方であとで説明します。

活動強化月間については、目標どおり3回行ったことを実績としてまとめました。

新規参入相談会への参加については、委員さんのうち一人が1回参加する目標でしたが、相談会等の方法を入手することができず、参加はできませんでした。



<p>議 長</p>	<p>次に、委員さんの最適化活動をまとめた、別紙様式3の方を見てください。</p> <p>(1) 最適化活動の実施状況についてですが、活動日数は最適化の活動報告が提出された日数を示しております。(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果について、①の成果目標の達成状況については、別紙様式5で説明した数字が、②の自己の点検・評価については、委員さんから提出された点検・評価を大まかに箇条書きして人数を入れています。</p> <p>目標達成や点検・評価結果についてですが、農業委員会の目標の達成状況については、資料のとおりとなります。委員さんの点検・評価結果についてですが、委員さんそれぞれに成果目標である集積や遊休農地の解消目標を設定し、その達成状況から、また活動日数目標、これは日々お願いしております活動日誌の提出状況から点検することとなっております。成果目標と活動日数目標が達成できてのものになりますので、目標達成は非常に難しいところです。</p> <p>Ⅲ事務の実施状況についてですが、1番の総会については毎月1回、去年は改選がありましたので、臨時総会を7月に1回、2番の3条許可については162件、3番の転用については250件を処理しました。4番の違反転用への対応については、0.3haの違反転用を解消した、という結果です。</p> <p>本日承認をえましたら、県等に報告し、市のホームページに公開します。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局により説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第21号から第26号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
<p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>副会長</p>	<p>次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p> <p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p> <p>(その他・連絡事項について説明)</p> <p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。閉会にあたり副会長よりあいさつと次回の総会の案内をいただきます。</p> <p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。本日はご苦労様でした。</p>